

港湾管理者(山形県)の対応

フェーズ	行動開始のトリガー (気象庁・海上保安部の情報)	時間目安 (台風接近の日数)	情報収集	体制	事前防災行動	港湾施設利用者等への対応等	
フェーズ①	<ul style="list-style-type: none"> ・台風進路予想発表(台風の発生) 〔台風説明会(気象台)[県庁] (警報級の可能性を時系列発表) 一説明会開催により"台風接近"と判断〕 	-120h (5日前)	<ul style="list-style-type: none"> (5日前～2日前共通) ・気象・海象情報の収集 ・海上安全情報の収集 ・気象情報等の内部共有 (随時、上記行動を実施) 		<ul style="list-style-type: none"> ・入出港在港船管理 ・非常用電源設備の稼働確認など 電源対策(solas) 	<ul style="list-style-type: none"> (5日前～2日前共通) ・ターミナル関係者等への事前対策準備の注意喚起 ※以下の事項等を実施するために必要な資機材、人員等の確保 ・電気系統、システムの止水・防水対策 ・荷役機械等の港湾施設に対する固定措置の実施 ・コンテナや港湾貨物に対する固縛の実施 ・荷役車両の待避 ・ターミナル関係者への事前対策実施の注意喚起 (必要に応じコンテナ固縛や段落としての指示など) 等 	
		-96h (4日前)					
		-72h (3日前)					
		-48h (2日前)		<ul style="list-style-type: none"> ・連絡体制の確保 ・所内各担当との対応体制整備喚起 			<ul style="list-style-type: none"> ・工事受注者・保有船への対策実施指示 ・施設点検開始
		-36h		<ul style="list-style-type: none"> ・配備体制の確認 			
フェーズ②	<ul style="list-style-type: none"> ・注意報発表(気象台) ・第1体制発令(港長) 	-24h (1日前)	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・海象情報の収集 ・海上安全情報の収集 ・気象情報等の内部共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の担当職員の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ターミナル等の事前対策状況の確認 		
		-12h (半日前)					
フェーズ③	<ul style="list-style-type: none"> ・警報発表(気象台) 台風接近による暴風、波浪、高潮警報 ・警報発表(気象台) 継続 台風接近による暴風、波浪、高潮警報 ・特別警報発表(気象台) 	台風接近 ～ 高潮発生	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、海象、情報の収集 ・海上安全情報の収集 ・気象情報等の内部共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒配備体制 (第1次配備体制) 台風接近による暴風、波浪、高潮警報が発表されたとき ・特別警戒配備体制 (第2次配備体制) 台風接近による暴風、波浪、高潮警報が発表され、災害の発生が予想されるとき ・非常配備体制 (第3次配備体制) 大雨、洪水、大雪、台風接近による暴風、波浪、高潮に伴う大規模な災害が発生し、又は発生が予想されるとき 特別警報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・陸港道路通行止め (関係機関への周知) 		
							<ul style="list-style-type: none"> 〔山形県災害対策本部設置(県庁) 山形県県土整備部災害対策会議設置(県庁) 山形県災害対策本部庄内支部設置〕
台風等通過後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・警報解除(気象台) ・第2体制解除(港長) 	台風通過 ～ 高潮収束	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 (テレビ・ラジオの情報、Webカメラの活用等) ・被害があった場合の情報提供・情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・山形県災害対策本部庄内支部会議への出席 	<ul style="list-style-type: none"> ・カメラによる監視 	<ul style="list-style-type: none"> ・ターミナル関係者へのヒアリング 	
		安全確保 確認後					<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況情報収集 ・被害があった場合の情報提供・情報共有 ・山形県災害対策本部庄内支部及び県土整備部への報告、建設部各課との情報共有

気象台の注意報・警報の発令ならびに港長の体制発令は、必ずしも本表の「時間の目安」のタイミングで発令されるとは限らず、台風の進路や速度など状況により前後する。